

事 務 連 絡

令和2年4月24日

各区市町村保育主管課長 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課長

東京都福祉保健局少子社会対策部認証・認可外保育施設担当課長

新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する  
支援事業に係るFAQの改正について

令和2年度新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業については、「令和2年度新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業実施要綱」（令和2年4月24日付2福保子保第195号）により実施しているところですが、事業実施にあたって具体的な取扱いを行う上での参考資料として、別紙のとおりFAQを改正しましたので、御連絡いたします。

なお、FAQについては必要に応じて随時、内容の追加等を行う場合があります。

**【問合せ先】**

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課

電話 03-5321-1111 代表

E-mail [S0000196@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000196@section.metro.tokyo.jp)

(一時預かり事業及び定期利用保育事業について)

保育助成担当：宮本、池田（内線32-795）

(東京都認証保育所事業について)

認証保育所担当：黒住、内山（内線32-752）

(家庭的保育事業について)

地域保育担当：松原、山倉（内線32-787）

(緊急1歳児受入事業について)

保育助成担当：宮本、片桐（内線32-759）

# 新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業FAQ

(令和2年4月24日現在)

事項	質問	回答	備考
1 補助対象	本事業の対象となる臨時休園等とはどのような場合か。	本事業の対象は、区市町村の要請・同意により保育施設等を休園した場合や区市町村からの登園回避の要請により保育施設等を欠席等した場合を対象としており、例えば、以下の場合が考えられます。 ① 子ども等の感染が発覚し、区市町村からの要請・同意により、保育施設等の一部又は全部を休園した場合 ② 地域の公衆衛生の観点から、区市町村の要請・同意により、保育施設等の一部又は全部を休園した場合 ③ 保育施設等は開園しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触により一部の子どもに対し、区市町村から登園回避の要請・同意を行った場合 ④ 小中高の全国一斉休業に伴い、保育士等の数が少ない中で、小学生の子どもを見るために保護者が自宅にいる園児について、自宅での養育を要請する場合など、区市町村の要請・同意により保育施設等に登園しなかった場合	
2 補助対象	認証保育所事業及び家庭的保育事業における実費負担額に含むものは何か。	施設と利用者との間で月額保育料として実際に契約をしているものに限ります。 ただし、各事業において保育料の月額として含まないと規定しているものは除きます。	
3 補助対象	認証保育所を220時間を超えて利用している利用者に対して、保育料の一部のみを補助対象としているのはなぜか。	認可保育所等における利用者負担額の日割り計算を行う際に、延長保育等を対象としていないことから、認証保育所においても同様に、220時間以下の利用時間に相当する保育料を本事業の対象としています。	
4 補助対象	本事業は、公立施設も対象か。(定期利用保育事業や一時預かり事業は公立施設でも事業を実施しています。)	公立施設は対象外です。(「区市町村が利用者負担額を軽減する保育施設等を支援する場合」に該当しないため)	
5 補助対象	事業者が、臨時休園分を差し引いて利用者負担額を徴収している場合も、補助対象となるか。	補助対象となります。	
6 補助対象	管外児童の負担はどこな行うのか。	本事業は認可保育所における取扱いに準じて創設した事業であり、管外児童の取扱いについても、給付費同様に利用者が居住する自治体において負担していただくものと考えます。	
7 補助対象	別表1～4の「その月の臨時休園等を除く開所日数」について、施設は開所しているが、区市町村からの登園自粛の要請等により保育施設等に登園しなかった日数を臨時休園等の日数に含め計算して良いか。その場合、対象児童毎に日数が異なるということが良いか。	お見込みのとおりです。なお、区市町村から各保育施設等に照会するなど、対象児童毎に登園自粛期間に登園しなかった日数の把握を行ってください。	4月24日追加
8 補助対象	一時預かり事業及び定期利用保育事業については、補助要綱の対象児童に、「月単位等で継続的に利用している児童で、臨時休園日等の利用があらかじめ決まっていたものに限る」と記載があるが、スポット利用している方が、例えば直近の3か月等の利用状況において、実態として定期利用している状態になっていれば対象となるか。	スポット利用の方については、臨時休園で利用しなかったにも関わらず、その日の利用料が徴収されることは通常、想定されないため、対象外となります。	4月24日追加
9 補助対象	補助要綱の対象児童に、「保育施設等が利用者負担額を減額した児童のうち」と記載があるが、緊急1歳児受入事業において、自治体が利用者負担額を徴収している場合、利用者負担額を減額しても補助対象とならないのか。	緊急1歳児受入事業は、認可保育所に準じた事業であることから、認可保育所と同様の取扱いとなるよう、私立施設で実施する場合には、補助対象とします。なお、その場合、臨時休園等をした場合も、保育の実施が継続されているものとして、施設への運営費は、通常どおり支給してください。	4月24日追加
10 運営費補助	東京都認証保育所事業補助要綱における運営費についても、日割り計算を行うのか。	毎月初日の在籍児童を運営費の補助対象児童としていることから、月の初めに契約をしていれば補助対象となるため、日割り計算は不要です。その月の初日における利用の有無は問いません。	

	事項	質問	回答	備考
11	運営費補助	職員が発熱等で出勤できない等により、東京都認証保育所事業補助要綱における3歳児配置改善加算の基準を下回った場合の当該加算の取扱いはどうなるのか。	3歳児配置改善加算については、当該職員が勤務しているものとみなして算定することとなるため、通常通り補助します。	4月24日追加
12	他事業との関係性	本事業と認可外保育施設利用支援事業との関係性は（併用可否など）。	本事業、認可外保育施設利用支援事業はともに利用者負担額を軽減するための事業ですが、どちらの事業を優先的に活用しなければならないという制限はありません。また、併用して事業を活用することも可能ですが、二重補助とらないようにしてください。 また、臨時休園等による利用者負担軽減額を認可外保育施設利用支援事業に計上する場合でも、すでに交付決定している金額から追加交付はできません。既交付決定額が不足する場合には本事業の活用をお願いします。	
13	補助金交付の頻度	区市町村から施設等への補助金交付は毎月行わなければならないのか。	区市町村から施設等への補助金交付の頻度については、各区市町村の实情に応じて決定するものですが、毎月の運営に要する費用（固定費含む。）に充てる保育料の減収分を支援するという当該補助事業の特性に鑑み、毎月行っていただくのが望ましいと考えますが、少なくとも3か月に1回（四半期毎）以上となるよう、ご配慮お願いいたします。	4月24日追加
14	施設等利用費	別表1～3に「施設等利用費を引いた額」とあるが実際に施設等利用費として支払った額を差し引くのか、あるいは施設等利用費の上限額を差し引くのか。	子ども・子育て支援法施行令第15条の6に定める施設等利用費の上限額（現に要した費用の額が下回る場合の規定は適用しない。以下同じ。）を先に控除し、計算してください。 なお、本事業の対象事業を併用しているケースにおいては、施設等利用費の上限額を重ねて控除することがないよう、対象事業間で按分する等の対応をお願いします。	4月24日追加